

## 美里町告示第5号

美里町公衆無線LANサービス利用に関する規約を次のように定める。

平成30年3月29日

美里町長 上 田 泰 弘

### 美里町公衆無線LANサービス利用に関する規約

#### (目的)

第1条 本規約は、美里町（以下「町」という。）が、町民、観光来訪者に対する利便性の向上、行政からの情報及び発進力の強化並びに災害時の活用を目的として整備した美里町公衆無線LANサービス（以下「無線LAN」という。）の利用に必要な事項を定めるものとする。

#### (無線LANによるサービス内容)

第2条 無線LANを利用する者（以下「利用者」という。）は、無線LANを利用してインターネットへの接続機能を利用することができる。

2 無線LANの利用料は無料とする。

3 利用者が無線LANを使用して利用した有料サービスについては、当該利用者がその費用を負担しなければならない。

#### (利用施設等)

第3条 無線LANを利用できる施設及び場所は別表のとおりとする。

#### (利用条件)

第4条 利用者は、無線LANの利用に際し、本規約及び不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）並びにその他の関係法令等を厳守しなければならない。

2 無線LANの利用は、本規約及び本サービスを提供するエヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社が定める「インターネットご利用時の注意事項」に同意した個人に対して認めるものとする。

3 利用者は、無線LANの利用に際し、無線LAN接続可能な機器及びこれに供給する電源を準備するものとする。

4 無線LANを利用するための通信機器の設定及び操作は、利用者が行うものとする。

5 利用者は、無線LANへ接続する通信機器のセキュリティ対策及び有害サイトのフィルタリングサービス等、通信機器の適切な管理を行うものとする。

#### (利用の手続き)

第5条 無線LANを利用する場合、次の何れかの方法により、利用の認証を得るものとする。

(1) メールアドレスでの認証

(2) ソーシャルネットワーキングでの認証

(利用時間)

第6条 公衆無線LANの利用時間は、アクセスポイント毎に定める運用時間の範囲内とする。

2 運用時間内でのサービス接続時間は、1時間毎に接続を切断するが、利用回数に制限は行わない。

(禁止事項)

第7条 利用者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 他者の著作権やその他の権利を侵害する行為またはそのおそれがある行為
- (2) 他者の財産やプライバシー権を侵害する行為及び侵害するおそれがある行為
- (3) 前2号に掲げるもののほか、他者に不利益や損害を与える行為又は与えるおそれがある行為
- (4) 他者を誹謗中傷する行為
- (5) 公序良俗に反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 犯罪的行為又は犯罪的行為に結びつく行為若しくはそのおそれがある行為
- (7) ID及びパスワードを不正に使用する行為
- (8) コンピュータウイルス等の有害なプログラムを提供する行為
- (9) 通信販売、連鎖販売取引及び業務提供誘引販売、取引その他の目的で特定又は不特定多数に大量のメールを送信する行為
- (10) ファイル共有ソフト等を使用し、大量のデータを送受信する行為
- (11) 選挙期間中であるか否かを問わず、選挙運動又はこれに類する行為
- (12) ゲーム及び電子商取引等公共の施設では相応しくない行為
- (13) 他の利用者と共に組織的にサービスを利用する行為
- (14) 性風俗及び宗教又は政治に関する活動
- (15) 前各号に掲げるもののほか、法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は町が不適切であると判断する行為

(免責)

第8条 利用者が無線LANを通じて得る情報等について、その完全性、正確性、確実性、有用性等につき、いかなる保証も行わないものとする。

2 無線LANの提供に際し、利用者の通信機器等に発生したコンピュータウイルス感染等による被害やデータの破損及び漏えい、その他の事由による損害について、町は一切の責任を負わないものとする。

3 利用者がインターネット上で利用した有料サービスについては、その理由に関わらず当該利用者が費用を負担するものとする。

4 利用者が無線LANへ接続しようとする通信機器の構成や設定その他の理由により無線LANを利用できない場合があっても町は一切の責任を負わないものとする。

5 利用者が無線LANを利用したことにより、他の利用者や第三者との間に生じた紛争等について、町は一切の責任を負わないものとする。

6 利用者が無線LANを利用した場合において、その提供の遅滞及び変更並びに停止又は廃止により発生した損害について、町は一切の責任を負わないものとする。

7 利用者の行為によって、町及び他の利用者並びに第三者に損害が生じた場合は、利用

者は全ての法的責任を負うものとし、町は一切の責任を負わないものとする。

(提供の中止)

第9条 次の各号のいずれかに該当する場合は、無線LANの提供を中止できるものとする。

- (1) 無線LANの保守及び設備の点検工事を行う場合
- (2) 無線LAN設置場所に立ち入れない状況の場合
- (3) 非常事態により無線LANの提供が適切でないと判断される場合、若しくは無線LANの運用が通常どおりできなくなった場合
- (4) 停電、無線LANの故障やネットワークの障害等やむを得ない事情がある場合
- (5) 前号に掲げるもののほか、提供の中止が必要であると認めた場合

2 無線LANの利用の中止により利用者又は第三者が被った損害について、町は一切の責任を負わないものとする。

(規約の変更)

第10条 利用者の承諾なしにこの規約を変更することができる。

附 則

この規約は、平成30年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

施設の名称	所在地
美里町役場中央庁舎	美里町馬場 1100 番地
美里町立中央小学校体育館	美里町馬場 537 番地 1
美里町中央公民館	美里町馬場 6 番地
美里町総合体育館	美里町萱野 745 番地
御坂遊歩道「日本一の石段」駐車場	美里町坂本
御坂遊歩道「日本一の石段」	美里町坂本
二俣橋	美里町佐俣
美里町福祉保健センター「湯の香苑」	美里町佐俣 338
美里町役場砥用庁舎	美里町三和 420 番地
美里町立砥用中学校体育館	美里町原町 330 番地
美里町立砥用小学校体育館	美里町土喰 330 番地
美里町老人福祉センター	美里町永富 1510 番地
霊台橋	美里町豊富
美里町砥用 B&G 海洋センター体育館	美里町畝野 3701-1
美里ガーデンプレイス家族村	美里町畝野 2999 番地 1
フォレストアドベンチャー美里	美里町畝野 3083 番地 1
美里物産館「よんなっせ」	美里町畝野 632 番地 5
美里町立励徳小学校体育館	美里町畝野 1944 番地